

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇 外607名

被告 長崎県 外1名

意見書

平成30年12月28日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告長崎県代理人弁護士

福田 浩久



同

伊藤 美香



同

碓 健太郎



同

種田 和彦



同

朝日 俊雅



原告ら平成30年10月31日付「証拠調べに関する意見書」(治水)に対する被告長崎県の意見は以下の通りである。

- 1 同意見書において、原告らは嶋津氏の尋問が必要だとし、その理由として同氏が専門的知見を有しておりその供述が立証のために必要であること、特に本

件ダムの費用便益比については別訴で十分検討されていない事項であるからその必要性が特に高いとする。

しかし、原告らによる平成30年8月3日付証拠申出書添付別紙の嶋津氏に関する尋問事項については、尋問を行わずとも原告ら第13準備書面のように前提となる事実についての評価を主張するか、あるいは既に提出されている陳述書（甲（32・34））で十分であって、これは費用便益比についても特に変わることはない。

- 2 また、原告らは、現時点で、別訴における証人尋問の調書を提出しているが、そこでの証人の姿勢が被告（国）側に有利となるように証言していることから、立証手段の公平性の観点から原告ら側の立場に立つ嶋津氏の尋問の必要があるとする。

しかし、証人の姿勢がどうであったかについては原告らの印象論に過ぎないし、そもそも別訴において証人らを入証申請したのは原告らである。加えて、原告らによれば、証人らの証言内容は治水面でも石木ダムの必要性がないことを裏付けるものと評価しているのである。だとすれば、本訴において嶋津氏を尋問せずとも立証手段の公平性に欠けることはない。

- 3 以上の通り、嶋津氏を尋問する必要がないことは明らかであるので、裁判所におかれては同氏の入証申請を却下されたい。

以上